

中 央 防 災 会 議

防 災 基 本 計 画 専 門 調 査 会

第 2 回 議 事 録

中 央 防 災 会 議 事 務 局

内 閣 府 (防 災 担 当)

中央防災会議「第2回防災基本計画専門調査会」議事次第

日 時：平成13年11月26日（月） 14:00 ~ 16:20

場 所：虎ノ門パストラル新館6階「藤の間」

1．開 会

2．議 事

防災施策について防災関係省庁からヒアリング

3．閉 会

中北参事官 それでは、定刻の2時の若干前でございますが、委員の各先生方おそろいになりましたので、これから第2回の「防災基本計画専門調査会」を開催いたしたいと思っております。

本日は、17名の委員の皆様方のうち、6名が御欠席というふうにお伺いいたしております。

なお、前回欠席をされておりました3人の委員の先生方について、この場でお名前の紹介をさせていただきたいと存じます。

片山恒雄委員でございます。

今井通子委員でございます。

福岡捷二委員でございます。

それでは、以後、議事進行につきましては、伊藤座長よろしくお願い申し上げます。

伊藤座長 また、しばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

前回、皆様とお話ししました手順ですと、今日は各省庁から、現在重点的に推進している防災政策と、今後更に推進を考えている防災政策、現在と今後です。こういうことについてお話を伺って、それから後、いろいろ御質疑や意見交換をさせていただきたいと思っております。

進め方でございますが、各省庁から5分程度のお話を伺って、それでも1時間ちょっとぐらいにはなりますかね。それから、その後の後半の1時間ぐらいを質疑、意見交換に当てたいと思っております。

もしかしますと、ちょっと4時を回ることもあるかもしれませんが、御容赦ください。

それでは、お手元の議事次第の順番ですから、内閣官房からお願いいたします。では、どうぞ。

内閣官房 内閣官房の安全保障・危機管理を担当しております、内閣参事官の足立と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの組織は、あまり皆様のところには情報が伝わっていないところもありますので、そういったところの御説明と、今後どういったところに力を入れていこうとしているのかを中心にお話をしたいと思います。

まず、私どもの内閣官房でございますけれども、官邸の危機管理機能が十分でないのではないのか。例えば、阪神・淡路大震災だとか、地下鉄サリン事件、いろんな事態が、平成7年ころに発生いたしまして、内閣の危機管理機能を強化する必要があるという指摘が行政改革会議等ございまして、設置された組織でございます。もともとは内閣安全保障

室というのがございまして、国防に関するような出来事だとか、そういったものに対する対応を検討してきたわけでございますけれども、平成7年の阪神・淡路大震災等を受けまして、行政改革会議で内閣の危機管理機能の強化をしようということで、2つ大きな柱が提言されまして、それに基づいてでき上がった組織でございます。

1つ目は、情報収集集約体制の整備。このために、現在、24時間体制の内閣情報集約センターというのを官邸の中に設けてございます。

2つ目は、意思決定体制の整備。危機管理に関して官邸をサポートする意思決定体制を整備していこうという御指摘。これを受けまして、内閣危機管理監を平成10年4月に設置しております。

私どもの組織は、実質的にはそれ以降でき上がった組織で、でき上がりましたまだ3年半ぐらいの組織でございます。そのほか、官邸の中に危機管理センターというものが整備されてございますし、私どものような危機管理対応の専任グループが設置されております。

特に、官邸の初動対応をサポートをするというのが基本的に我々の仕事になっておりまして、初動のところで一番重要なのは情報だということで、緊急事態発生時の情報の流れ、これは24時間体制でしっかりしたものにしてございます。

2ページにございますとおり、官邸別館の建物に「内閣情報集約センター」という24時間体制の室ができ上がっております。4名が常駐しておりまして、5班体制で、1年中24時間体制で、様々な危機に関する情報を入手したときに、センサー機能を発揮しまして、それが本当に大きな事態なのかどうかという判断をして官邸関係者に対して情報を報告するというような役割を持ってございます。

収集しております情報はマスコミ情報に限らず、関係省庁からの様々な情報、それから民間の指定公共機関だとか、そういったところの情報など、様々な情報がここに集中してまいります。

最近ですと、テロに関する情報だとか、炭疽菌の白い粉だとか、ああいった諸々の情報がこちらに集まってきまして、ここから官邸だとか、関係省庁に情報が流れることになっています。

3ページに参りまして、初動のオペレーションも大変重要であり、そのオペレーションを実行するグループが内閣官房に設置されています。

ここは、防災について議論をする場でございますけれども、主として初動の危機管理を任されておりますのが内閣官房の組織になっておりまして、自然災害だけではなくて、事故、事件、あらゆる事態、国の危機に対してオペレーションを行うための組織になってい

ます。

実際の組織は、内閣危機管理監をトップに、内閣官房副長官補、それから危機管理審議官、内閣参事官と全部で50名ぐらいの組織で対応しております。そのうち国の安全保障を担当しておりますのは30名で、危機管理を担当しておりますのは20名というようなことになってございます。

実際にどのような対応をしているかというのを模式的に示したのが4ページにございまして、先ほど申しましたように、緊急事態が起こりまして、内閣情報集約センターに情報が入ると、危機管理審議官、内閣危機管理監など連絡を取り合って、政府として何か対応を取る必要があるかどうかジャッジすると、それで必要があれば、官邸の危機管理センターにございますけれども、そこに関係者が参集しまして、関係省庁と協力して対処を行うことになっております。官邸対策室、あるいは官邸連絡室という組織をつくりまして、関係省庁と協力しているんなオペレーションを行います。

私どもで扱っております危機としましては、5ページにありますように、自然災害だけではなくて、事故、事件、そのほか国のさまざまな危機に関するような事態、そういったものを扱っております。最近ですと、9月11日にアメリカで同時多発テロが起こって以来、官邸対策室が設けられまして、私どもは24時間体制で対応している状況でございます。

ここには書いてございますけれども、例えば不審船だとか、様々な国の危機管理に関する事態がありますけれども、そういったものを対象に我々がオペレーションしてきております。

6ページに、これまで対処してきた主な事案が掲載されておりますが、自然災害だけではなくて、事故・事件等幅広い事案に対しまして、官邸対策室、あるいは官邸連絡室を設置しまして、関係省庁と官邸を結びながらオペレーションを行っている。こういうような状況です。

現在の課題としましては、組織体制が、先ほど言いましたぐらいの数の人間になっておりますので、そういったところの充実、それから人材の育成が非常に重要だと思っております。

更に官邸の初動体制を強化していくために、現在、新官邸を建設中とございまして、これは来年の4月から供用されることとなりますけれども、そうすると、今の老朽化した官邸よりもずっと信頼のできる様々なオペレーションにつながっていくのではないかと考えています。

以上でございます。

伊藤座長 どうぞ、続いて。

警察庁 警察庁の災害対策官の駒野でございます。時間の関係がございますので、お手元の資料2に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、現在、重点的に推進している防災施策についてでございます。「平成14年度予算関連事項」でありますけれども、平成14年度予算では、現在国有ヘリが全国警察に80機配備されております。

しかしながら、数か月に一度の整備ということで、ほぼ半数が動けないという状況が出てまいります。したがって、情報収集活動や救出救助活動に必要なヘリコプターを整備する。併せまして、応援派遣をしたヘリコプターが地理に不案内ということもあり、ヘリコプターの飛行位置が指揮本部で把握できるようヘリコプター位置情報表示システムの整備を要求することといたしております。

次に「予算非関連事項又は関連の薄い事項」についてでありますけれども、3点挙げております。

その1が「情報収集・連絡体制の充実」であります。警察では情報収集専従要員をあらかじめ指定いたしましたり、ヘリコプターやオフロードバイク、これらの各種手段を活用しまして、情報収集能力の強化を図っております。このほか、収集した情報を確実に伝達できる通信手段の確保。それから、関係機関との情報の共有等、連携体制の強化を図っております。

その2は「広域緊急援助隊等の充実」であります。大規模な災害が発生した場合、被災地の都道府県警察のみで対応することは極めて困難でございますので、応援部隊をいかに早く被災地に派遣するかということで対応いたしております。

そこで警察では、平成7年の6月、大規模災害発生時にすばやく全国展開できる災害警備活動の専門部隊として、広域緊急援助隊という部隊を設置したところであります。詳しくは、お配りしておりますパンフレットを参考にござらんいただきたいと思っております。

その3は「関係機関との連携」であります。現在も地方公共団体と緊密に連携いたしておりますけれども、今後とも警察、消防、自衛隊等がその能力を十分に発揮できるよう現場レベルにおいても緊密な連携を図り、迅速、的確な災害応急対策を推進していくことにいたしております。

次に、2番目の「今後、更に重点的に推進することを考えている防災施策」についてであります。ここでは、2点ばかり例として挙げさせていただいております。

1つは「各種災害警備計画・マニュアル等の改訂」についてであります。現在、専門調

査会などで、東海地震等の検討が進められております。その結果をいただきまして、また平素からの各種実態把握に基づきまして、都道府県警察の災害警備計画やマニュアル等の改訂を図っていくことにいたしております。

その2は「広域派遣等都道府県警察間の更なる連携強化」についてであります。先ほど申し上げましたように、広域緊急援助隊等の各種訓練、この訓練の中で広域派遣訓練を取り入れるなど平素から顔の見える連携体制の確立を図っております。

次に「その他、本専門調査会に期待することに」についてでありますけれども、まず、1つは、原子力艦の原子力災害に係る具体的な被害想定及びその対応策に関する技術的な事項の調査研究を進められることをお願いしたいと思います。

また、今後新たに規定いたします洪水、土砂、高潮等の事故についての具体的な対応策と、技術的な事項の調査研究についても、現場での警察活動に反映できるよう具体的、技術的な調査研究をお願いしたいと思っております。

最後に、委員からの御指摘事項であります。まず、「災害対策における権利制限の実効性の確保」についてでございます。資料に記載のとおり、市町村長による災害対策基本法第63条の警戒区域、これが設定されますと、避難すべき地区の警戒活動に極めて有効であります。

実際に、雲仙・普賢岳では、警戒区域に無断で立ち入った週刊誌の記者を検挙いたしております。

次に「各省庁等による調査研究結果と防災対策との連携」についてでございます。提供させていただいた各種専門的な情報を都道府県警察にフィードバックいたしまして、災害警備活動に反映させているところでございます。

次に「事故災害対策の対応強化」についてでありますけれども、まず、事故災害の未然防止に関わる取り組みを行っております。具体的には、危険物等に係る安全規制、危険物安全積載車両等の規制等を行っております。

次に、事故災害発生時における現場対応能力の強化のための措置といたしまして、生化学防護服や密閉式防護服等、各種の防護資機材や検知機、そして化学物質のデータベースなどを整備しておりますほか、その資機材を有効に活用できるよう実戦的な訓練を行っております。

警察庁からは以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。どうぞ。

防衛庁 防衛庁でございます。

お配りしております資料に基づきまして説明させていただきます。まず、「現在重点的に推進している防災施策」についてでございますが、「平成14年度予算要求関連事項」として、以下の7項目に分けて要求をしております。これにつきましては、構造改革特別要求ということで、都市の再生に資するものということで要求しているところでございます。まず1番目でございますが、「情報収集・伝達態勢」の強化でございます。現在、防衛庁におきましては、震度5弱以上の地震に対しましては、自動的に航空機を飛ばして情報収集に当たっているところでございますが、震災におきましては、いち早く状況等を把握し、それを伝達することが重要であるという認識から、以下の3点等について要求しております。

具体的に申し上げますと、ヘリコプター映像伝送関連器材、野外無線機等の通信機材。それから、偵察機を飛ばして都市の状況とかを撮影しますが、これに関しまして航空写真の処理器材等を要求しております。

2番目としまして、「救出・救難態勢」でございますが、人命救助を優先するとの観点から強化するというところでございます。

具体的には、コンテナの中に人命救助に係る器材等を一式まとめた人命救助用システムにつきまして、災害時にこれをヘリコプターや車両で被災地に運んで、被災地でそれを展開するような形のものでございますが、こういうものを一層整備したりですとか、あるいは航空機の飛行場での災害に対処するための、消防車等の緊急車両。それから、救難のためのヘリコプターについて、現在もございませけれども、これを更に強化するというようなことを考えております。

それから「人員・物資の輸送態勢」でございますが、これは、避難する方々や、関係機関の広域的な輸送に係るものも含めませけれども、船舶ですとか、航空機、更には車両について強化するというところでございます。

4番目に「生活支援・障害除去等の態勢」につきましては、大規模な災害が起きますと、インフラ等の切断ということが起こり、避難民の方が不自由をします。これを自治体からの要請に基づきまして、三宅島等でもやっておりましたが、生活者支援ということで、入浴ですとか、給水、給食支援、こういったものに係る機材の整備を図るということでございます。加えて道路等に障害物があった場合、それを取り除くための土木作業の資機材、こういったものも要求してございます。

5番目としましては「特殊災害の対応態勢」。これは、東海村ウラン加工施設の事故以来、強化しているところでございますが、今般テロもございましたので、更にその強化を

図るということで、化学防護車の整備ですとか、除染装置の整備を進めていくという考えでございます。

6番目の「災害派遣時の対処能力を高める措置」。これは、今までとちょっと系統が違いますけれども、平素からの準備としまして、災害時にどこに部隊を展開すればいいか、あるいはシミュレーション的に、災害が起こった場合にどういうことになるかということについて検討するため、地図やシミュレーション機材等を整備することで、更に対処能力を高めるといようなことも考えてございます。

最後に「即応態勢を向上させるための措置」としましては、最初に申し上げましたとおり、発生した際、すぐに航空機等が飛べるように、常に整備を怠ってはいけないということで、これに関する機材について更に強化しておくといようなことを考えてございます。(2)といたしまして、予算関連以外で考えてございますのは、これも常日ごろやってございますけれども、災害が発生した場合に、自衛隊としましては、基本的には災害派遣の要請を受けてから動くということを基本にしておりますが、その受ける前から災对本部の方に、連絡要員を積極的に派遣しまして、災害派遣の要請の調整 情報収集ですとか、ヘリポートの調整ですとか、そういったものを実施してございます。

次に、1枚めくっていただきまして、2番目でございますが、今後、更に重点的に推進していくことということで、今、防衛庁において災害派遣に関して特に重視しているものとして、災害時におけるヘリポートや集結地の確保ということでございます。ここに書いてございますとおり、災害派遣部隊の宿泊や駐屯のための地域でありまして、被災地近くの公園やグラウンドなどの集結地が必要であります。また、緊急患者輸送ですとか、物資輸送及び消火活動などの目的に応じて、被災地内またはその近くにヘリポートを設置することが必要でございます。

これにつきましては、地方公共団体との調整は当然必要でございますが、実際には避難者の避難地と競合する恐れがあるので、これについては、平素から防災訓練などの参加を通して、自治体と調整を行っているところでございます。

更に、昨年度からは、防衛庁内部部局と、陸上幕僚監部の担当者が都道府県の担当部局を直接訪問いたしまして、これらについて趣旨を御説明して理解を求めるとい活動をしております。

最後となりますが、委員の先生方からの指摘事項に対する回答でございます。「事故災害の対応強化について、複雑化・大規模化している事故災害について、それぞれの特性を踏まえ、必要な装備、資機材等の整備等、防災体制の強化を検討すべき」とい御指摘が

ございましたので、これについてでございますが、これまでも自衛隊につきましては、自己完結力、組織力、保有してございます航空機、艦船、車両等の装備品を活用しまして、航空機事故ですとか、船舶事故に適宜適切に対処をしています。

例を申し上げますと、下に書いてある以外にもいろいろございますけれども、例えば平成6年に起きました中華航空機事故におきましては、約5,140名、車両約100両を派遣しまして、航空機の消火ですとか、人員の救出・輸送等を行ってございます。

平成9年には、日本海でナホトカ号の遭難事故がございましたが、これにつきましても、人命救助のほかに、陸の方に漂着しました油ですとか、それから海に浮かんでいる油の回収につきまして、人員延べ144,240人、車両11,880両等、こういう規模で対処してございます。

これ以外にも、先ほども申し上げましたが、平成11年9月に発生しました東海村ウラン加工施設の臨界事故ですとか、本年の9月に発生しました同時多発テロを契機としまして、原子力災害やテロへの対応として、化学防護車、化学防護衣等の装備品の充実化、こういったものを一層図っているところでございます。

以上でございます。

文部科学省 文部科学省の防災推進室長の中村でございます。よろしく申し上げます。文部科学省といたしましては、防災関連施策、6つの施策を中心に説明させていただきます。

- 1つ目は「学校における防災体制の整備」。
- 2つ目は「学校施設の耐震化の推進」。
- 3つ目は「防災に関する研究開発の推進」。
- 4つ目は「地震調査研究推進本部」。
- 5つ目は、「原子力防災対策の推進」。
- 6つ目は「文部科学省非常災害対策センター」でございます。

1つ目の「学校における防災体制の整備」でございますが、我が省におきましては、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づきまして、文部科学省防災業務計画を作成しております。

また、阪神・淡路大震災の経験をいかしまして、学校等の防災体制の充実に関する調査研究を実施いたしまして、学校防災計画に盛り込むべき事項、防災教育を進める上での留意事項、地震の際の児童生徒等の安全確保のために、教職員が果たすべき役割等について具体策を取りまとめ、平成8年9月、各都道府県教育委員会等に指針として提示したとこ

ろでございます。

(3)の「防災教育の充実」でございますが、児童生徒が学校において、安全な生活を営むのに必要な事柄を理解し、また、心身の発達段階に応じて地震等の災害時に安全な行動や態度が取れるよう、学習指導要領におきまして、保健体育、社会、特別活動等の強化を中心といたしまして、片や地域とも連携を図りながら、防災教育を実施しているところでございます。

防災教育の充実に関する主な施策といたしましては、教師用指導資料の作成及び配布。防災教育教材の作成及び配布。防災教育に関する研修会の開催等を行っております。

2ページ目に参りまして、被災時に児童生徒等の心のケアに対応することが、現在極めて重要な課題となっております。これに関連する平成14年度概算要求といたしましては、PTSD等に対する心のケアパンフレット等の作成、及び健康相談活動支援体制整備事業の充実等を行っております。心のケアのスーパーバイザーのデータベース化等の活動を行っております。

2つ目の「学校施設の耐震化の推進」でございますが、学校施設につきましては、非常災害時における児童生徒の安全の確保を図るとともに、地域住民の応急的な避難場所ともなりますので、その耐震化を推進することが極めて重要と認識しております。

公立学校施設の整備におきましては、平成7年度から耐震診断費、耐力度調査費、耐震補強工事についても国庫補助の対象としております。

平成8年度からは「地震防災緊急事業5箇年計画」、これは、平成17年度まで延長されましたが、それに基づきまして公立小中学校の非木造校舎の補強事業につきまして、通常補助率3分の1のところを2分の1にかさ上げ措置を行っております。

このほか、備蓄倉庫の整備、防災広場の整備、浄水機能を有する水泳プール等の整備、学校給食施設の防災機能の整備等に対しても国庫補助を行っております。

国立学校施設につきましては、第2期科学技術基本計画に基づきまして、本年4月に策定されました「国立学校等施設緊急整備5箇年計画」におきまして、老朽化した施設の改善を重点的整備の一つといたしております。

私立学校につきましても、耐震補強工事に要する工事費、実施設計費、耐震診断費に対して補助を行っているところでございます。

3つ目でございますが、「防災に関する研究開発の推進」でございます。

基本的な施策といたしまして、平成5年12月に科学技術会議の答申に基づき内閣総理大臣が決定いたしました防災に関する研究開発基本計画。及び本年3月30日に閣議決定され

ました科学技術基本計画を踏まえまして、文部科学省における防災分野に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項の調査研究を行うための委員会を設置しております。研究開発の重点的施策は、10ほどございますが、例えば地震、火山噴火予知に関する大学、防災科学技術研究所における防災研究の推進とか、実大三次元震動破壊実験施設の整備。

4ページにいきまして、従来、理学、工学が中心であったものが、社会科学分野も総合いたしました地震防災フロンティア研究、リアルタイム地震情報の伝達・利用に関する研究、大都市大震災軽減化特別プロジェクト、豪雨による土砂災害の発生予測、災害に強い社会システムに関する実証的研究、風水害防災情報支援システム、全球水文過程における災害予測、雪氷災害の発生予測等に関する研究を重点的に実施しております。

5ページにいきまして、「地震調査研究推進本部」でございますが、従来地震に関する調査研究と、防災体制が必ずしもうまくリンクしていなかったということを踏まえまして、皆さん御存じのように、地震防災対策特別措置法が制定されまして、そこに地震調査研究推進本部を置くことが規定されております。本部長は、文部科学大臣でありまして、その下に政策委員会と地震調査委員会が設置されております。

この本部の役割は、総合的かつ基本的な政策の立案、関係行政機関の予算等の調整、総合的な調査観測計画の策定等が役割となっております。

これまでの活動といたしましては、「総合的な調査観測計画」ということで、地震に関する基盤的調査、観測計画を策定しております。これに基づきまして、全国各地におきまして高感度地震計等、あるいは活断層調査、地殻構造調査等について、全国的な展開を実施しております。

(4)にいきまして、「活断層や海溝型地震の長期評価」でございます。地震の規模につきまして、主な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能可能性、場所とか規模とか発生確率ですが、それを評価いたしまして、随時公表しております。本年11月現在、主要98活断層のうち14地域16活断層、周辺海域、9つに区分しておりますが、そのうち宮城県沖及び南海トラフにつきまして評価を取りまとめ公表いたしました。

(5)は、震度の方の予測でございます。ある一定の期間に、ある地域が強い地震動に見舞われる可能性を確率を用いて予測した情報をつくるということで、地震動予測地図というのを作成しております。平成16年度末を目途に作成中でございます。

6ページに参りまして、例えば、知りたい地域につきまして、震度6弱以上の地震動に見舞われる確率は今後30年で10%、100年なら40%ということと、その時々地震の波形がわかるというようなことでございます。

(6)でございますが、「地震調査研究の成果を社会に活かすための取り組み」といたしまして、平成11年11月に、従来の広報小委員会を発展的に改組をいたしまして、成果を社会に生かす部会を設置しております。そこでは、国民一般にわかりやすい情報の提供。防災意識の向上に結び付くような成果の提示。防災対策に結び付くような成果の提示等を心掛けております。

更に、地方公共団体とも共催で全国各地で地震に関するセミナー等を、年10回程度実施しております。

7ページにいきまして、5番目の「原子力防災対策推進」でございます。主な施策をそこに書いてありますが、1番「緊急被ばく医療体制の整備」でございます。その中でも、とりわけ「三次被ばく医療体制の整備」ということで、専門的入院診療を行う三次被ばく医療の体制につきまして、本年6月原子力安全委員会の報告書に基づきまして、これまで唯一三次被ばくの医療機関でありました放射線医学総合研究所を中心にいたしまして、地域連絡会の開催やデータベースの整備を図り、緊急被ばく医療体制の整備を進めております。

そのほか「緊急時医療ネットワークの構築」ということで、被ばく医療関係者間、及び地域の放射線障害専門病院とそれを支援する医療機関との間におきまして、情報交換等を通じたネットワークの構築を図っております。

そのほか「緊急被ばく医療活動に関する研修等」、緊急被ばく医療設備の充実、あるいは研究の推進を図っておるところでございます。

「国における防災体制の強化」でございますが、「オフサイトセンター等現地対応体制の整備・維持」を図っております。TV会議システム等のネットワークシステムの設備の維持、あるいは原子力防災専門官を各地域に配置したりしております。

そのほか、「緊急時対策総合技術調査等」「総合防災訓練の実施」等を国として行っております。

また「地方公共団体における防災活動への支援」といたしましては、「防災研究事業の充実・強化」「立地道府県等の防災資機材整備等」に対する援助を行っております。

最後に、6番目でございますが「文部科学省非常災害対策センター」ということで、地震風水害等の自然災害や、原子力事故・災害、あるいは児童・生徒、学校施設等が関与する重大事件・事故等の緊急時においてオペレーションセンター機能をするための「文部科学省非常災害対策センター」を我が省の分館に整備いたしました。

これにつきましては、本年10月1日から稼働しております。

以上でございます。

厚生労働省 厚生労働省の総括審議官の木村でございます。資料5が厚生労働省関係の防災施策の概要でございますので、まず1ページの1.でございますが、重点的に推進している防災施策ということで、14年度の予算要求の事項を掲げてございますけれども、ちょっと細か過ぎますので、実は後ほどの7ページの方に「主要な防災施策の概要」ということで整理をしておりますので、そちらを先に御説明いたします。

まず、「災害予防」といたしまして、重点4項目ございますが、1つが「災害時医療体制の確保」ということでございます。災害時に多発する多発性外傷とか、広範囲熱傷等の重篤救急の救急医療を行うための高度診療、広域搬送及び自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う拠点の病院といたしまして、災害拠点病院を整備をいたしてございまして、現在、基幹災害医療センター52病院でございます。都道府県に約1か所でございます。それから、地域災害医療センターということで479病院でございます。1県当たり10か所ほどでございますでしょうか。こういう拠点病院の整備をいたしております。

特に、一番の総本山は立川にあります国立病院東京災害医療センターという国立病院がありまして、そこが災害医療の拠点ということで、ここには今、初期災害医療班がいつでも飛び立てる態勢で3チーム用意をいたしてございます。医師1人、看護婦2人とか、薬剤師とかを入れましたチームを3チーム持っておりまして、いつでも飛び立てる態勢になっておりますので、ようやくこの病院ができて5年を経過をいたしましたけれども、大体ノウハウの確立をいたしてまいりまして、いつでも、外国にでも飛び立てる態勢になってきております。

2点目が「迅速な情報収集体制の確保」でありまして、これは広域災害救急医療システムの整備ということになります。現在、37都道府県に配備済みシステムが稼働いたしてございまして、それを国で束ねまして、瞬時において稼働の状況、医師・看護婦等のスタッフの状況、これを把握できるような体制になっております。

次に8ページに参りまして、3点目が水道水の安定供給ということで、緊急時の配水管路を利用した貯留施設整備とか、配水池等における緊急遮断弁整備を行う「給水拠点確保事業」。

それから、「ライフライン強化費」対策といたしまして、大容量送水管の整備とか、耐震化というものを図っております。

4点目が「施設等の安全性の確保」ということで、「地震対策緊急整備事業計画」とか、「防災緊急事業五箇年計画」に基づきまして、医療施設、社会福祉施設等の耐震化の事業

を実施いたしております。これは、補助金によるものもございますし、融資によるものもございます。福祉施設は、これは、ほとんど補助金でやっております。

次の9ページに参りまして、下の方であります。「災害復旧等」といたしまして、被災した各施設の復旧はもちろんでございますが、ちょっと特筆すべきものとして、災害被災者への心のケアということを非常に重点に考えてやってきておりまして、現在まで研修受講者は約二千名を数えております。継続して実施をいたしております。

以上が主要事項でございます。

2ページに戻りまして「委員からの指摘事項」というのがございます。まず1つが、「厚生労働省の調査研究結果と防災対策との連携について」ということでございますが、厚生労働省におきましては、「災害救助調査研究・研修事業」というものを実施をいたしております。14年度も3,600万ほど要求をいたしております。これは、全額日本赤十字社に委託をいたしまして、調査研究、情報収集、研修というようなことをいたしておりますが、これまでに「研究結果」のところにありますように、「防災ボランティアコーディネートマニュアル」とか、「『こころのケア』の手引き」とか、「『災害救助図上シミュレーション訓練』実施マニュアル」というものを作成をいたしまして、こういう具体的事例を毎年掲げまして研究をいたしております。

こういうマニュアルができ上がりましたならば、関係のところへこれを送りまして、周知をいたすとともに、参考にさせていただいているところでございます。

更に、国民への情報提供ということで、その成果をインターネット上のホームページに掲載するための準備をしておるところでございます。

次の3ページに参りまして、指摘事項の2つ目ではありますが、事故災害の対応強化としてどんなことをしているのかということでございますが、これは1つには事故災害発生時の医療体制の整備ということで、先ほどの拠点病院等でもちまして、その対応をするということにいたしておりますし、特に労働災害につきましては、重大な労働災害が発生した場合には、所轄の都道府県労働局において対策本部を設置するなどして対応をしておるところでございます。

これに関連いたしまして、4ページに「テロ対策の強化について」ということで、BCテロ、生物・化学兵器テロの予防警戒ということで、万全を期しておるところでございます。参考までにこの資料を付けておきました。

6ページになりまして、指摘事項の最後でありますけれども、「被災者の生活支援について」ということで、災害救助法の現物支給の原則を見直したらどうかと、いわゆる現物

給付だけではなくて、現金給付というものも導入をしていったらどうかという御指摘でございますが、災害救助法の趣旨、これは被災直後における一時的、応急的な救助を行うということを目的とし、原則としておりますので、これに現金で支給するという制度を導入していくことは適当ではないのではないか。むしろ、現金が必要なときは、一番下に書いておきましたように、復旧・生活支援のためであり、これには各種貸付金とか、生活支援金により対応すべきものではないかということで、現金支給につきましては、難しいという考えであるわけでございます。

以上でございます。

農林水産省 農林水産省でございます。農林水産関係の防災施策について、資料6で御説明を申し上げます。

予算関連事項といたしましては、まず(1)でございますが、「防災施設整備の推進」ということで、農林地におけます災害を未然に防止するという観点から、以下のような表がございますが、以下の整備を進めております。詳細は省略させていただきますが、山間部におきます治山事業でございますとか、海岸部におきます海岸防災施設の整備でございますとか、あるいは老朽化したため池の整備と、こういった施設整備を進めているところでございます。

2ページ目の「発災後の体制整備の推進」。災害発生後の応急の対策に資するための施設整備と、もう1つは食料の供給体制の整備というのが大きな柱になろうかと思えます。まず、施設整備ということでは、例えば緊急の避難路にも役立ちます農道の整備でございますとか、あるいは避難地の機能を果たします農村公園の整備、こういった施設整備を進めているところでございます。

一方で、2ページの②でございます。「食料の供給体制の整備」ということで、国のレベルでも乾燥米飯でありますとか、乾パンの備蓄というものを20万食分備蓄をいたしております。基本的には、個人あるいは市町村、都道府県等が備蓄をしていただいておりますけれども、国のレベルにおきましても、そういった備蓄を、その他玄米での備蓄ももちろんやっておりますが、備蓄体制を整備しているところでございます。

3ページ目でございますけれども、「災害防止に関する研究の推進」(3)でございます。例えば、農作物の耐冷性品種、冷害に強い品種等の育成、そういったものの研究を進めているところでございます。

2番目に、「予算非関連事項」としては、(1)これは各省共通かと思っておりますが、災害時におきます情報収集、あるいは連絡体制の整備を行いますとともに、(2)これは、

先ほどとやや重複いたしますけれども、予算措置を講じながら、国として乾パンあるいは乾燥米飯の備蓄を行うほかに、別途関係団体の御支援をいただく必要があるかというふうに思っております。おにぎり、弁当、即席めん等々につきまして、災害が発生したときに要請に応じて出荷いただけるように体制を整備しているところでございまして、毎年定期的に、どのぐらいの在庫量と言いますか、供給が可能かといったようなことを調査いたしまして、関係都道府県に御連絡をして、いざというときにどのぐらい供給可能だということを地方公共団体が知り得る状態にしておくということに努めているところでございます。

4 ページ目でございます。委員からの御指摘ということでございますが、各省の調査研究を防災対策にどうつなげていくかということでございます。例を幾つか挙げておりますけれども、例えば「災害に強い品種の育成」、「耐冷性、耐寒性のある品種の育成」ということで、大豆でございますとか、水稲でございますとか、そういったものについて、その品種の育成に努めているわけでございます。10年度、11年度それぞれ大豆の新しい新品種、水稲も新品種の育成をいたしまして、こういった育成品種につきまして、できるだけ農家の皆さんへの普及を努めているところでございます。

2 番目に、「ため池等土構造物の液状化特性の解明」でございますけれども、ため池の被害というのは、地震によってよく引き起こされます。こういったものの主たる原因は、液状化現象によるものであるということが明らかになっておりまして、これに対する盛り土の変形を抑制するような対策工法を開発したところでございました。こういったものについて、一般の技術者の皆さんに技術の開発成果、方法を普及する、あるいはインターネットでの成果の公開を行うといったようなことになっております。

3 番目も同様のことでございますので省略させていただきます。

5 ページ目が、農林水産関係の事故災害への対応強化としてどんな事例があるかということでございます。主立った問題点を2点紹介させていただきますが、林野火災への対応ということで、これは最近年間3,000件程度の林野火災が発生し、焼損面積と言いますか、林野が毎年平均いたしますと、2,000ヘクタールぐらいが焼失しておるわけでございます。そういった林野火災への対応としての体制の整備もさることながら、2. にございましてけれども、林野火災を予防する、あるいは予防するための組織としての初期消火の推進ということで、右にありますような、例えば航空機によります空中巡視によって林野火災の予防をより強固なものにするとか、あるいは予防組織の育成、初期消火体制の整備といったことについて、具体的にマニュアルをつくりまして制度を進めているところでございます。

応しておるということではありますが、情報収集だけではなくて、事故影響等の予測、あるいは専門家の派遣、避難誘導の指導、あるいは助言の実施、こういったことをやっております。若干事後的な対策ではございますが、産業、特に中小企業の被害状況あるいは被災者に対する支援ということで、状況把握とともに復旧のための相談の窓口の設置ですとか、あるいは災害特例措置の実施。金融・財政面の措置等がございますが、こういったことを重視しております。

2 ページ目でございます。その他、災害に関する情報の提供ということで、私どもが一応責任を持っております部分についての必要な情報を収集し、的確に提供するというところでございます。

予算の概要でございますが、これは次の紙、すみません、ページを振っておらないので申し訳ありませんが、別添の1という紙に予算の一覧がございます。これは無味乾燥でありますので、簡単に解説いたしますと、我々の予算というのは大きく分けて3つくらいのカテゴリーに分けることができます。

1つは、地震等に関する調査研究関連。これは地質調査所という研究所が、我々所管の独立行政法人、産業技術総合研究所にございます。これは活断層の調査ですとか、日本国内の地質図をつくっておるところでございますが、地質調査の関係でいろいろ出てくる地震等に関する調査研究、こういったものを実施する予算。

あるいは、保安問題、原子力、石油プラント、電気・ガス施設の保安対策のために実施することが必要なもの。

その他、鉱山保安、これは石炭鉱山、金属鉱山がございます。それから火薬類の保安対策。こういったような大きな3つのカテゴリーに分けられるかと思えます。数字等は別添1に書いてあるとおりでございます。

それから、委員の先生方からの御指摘に対する回答ということですが、事故災害の対策強化について、当省に関係します事故災害対策というのは、先ほど来申し上げてますように電力、ガス、原子力、鉱山、高圧ガス等の5つくらいのカテゴリーに分かれますが、それぞれに経済産業省の防災業務計画に基づく防災マニュアルなどの策定見直しというのを行ってきております。

これはちょうど出てまいりますが、別添3というのをごらんいただきますと、これは細かいので中身は省略いたしますが、これを阪神・淡路大震災を踏まえて、あるいはJCOの事故以降、この教訓を踏まえた原子力防災法の制定等、その都度見直して万々に備えているということでございます。

それから、事故対策の充実につきましては、これは政府に事故災害防止安全対策会議という別途の組織がございます。この会議が事故防止対策について、所要の体制ができていくかどうかという見直し作業などが行われておりますか、その見直し作業、あるいは点検の結果と、その点検を踏まえた対応というのは別添に、これもかなりの量になりますので、説明は省略させていただきますが、こういった点検を実施しているということでございます。

それから、別添3に、先ほども言及いたしました、経済産業省が日頃行う防災施策ということで、これは防災業務計画、あるいはマニュアルのような形でまとめておりますが、それが別添3に添付してございます。

別添4、これは後ろから2枚目が別添4になるかと思いますが、阪神・淡路大震災以降重点を置いて実施してきた防災施策ということで、1つは耐震対策の関係で、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、電力・ガス・石油・高圧ガス施設について、新たな耐震基準というものを踏まえた所要の設備の見直し、あるいは地震が起きた場合にガスの供給を遮断するようなマイコンメーターの設置を義務づけるような措置を取ったり、あるいは実際に2,200万台、これはLPガス用耐震自動遮断機の設置を行うということをやっております。

それから、JCO事故以降の原子力防災体制ということですが、これについては原子力災害対策特別措置法という法律を新たにつくりまして、更に原子炉等規制法というものを改正いたしまして、ここに書いてありますような4つの新たな追加的な防災措置を講じて、再発防止ということに努めているということでございます。

中小企業支援関係では、先ほど申し上げたように、災害復旧の対策は従来から講じておるわけですが、東海豪雨の経験を踏まえますと、従来の基準というものがどうもうまく適用できない。一方で、災害復旧にお困りの中小企業の方々が非常に多かったということで、いわゆる激甚災害指定基準の見直しというものを中央防災会議においてお願いしまして、新しい基準の下に、災害復興というものを行ったということでございます。

それから、東海地震に備えて関係機関相互の連携強化ということで、これは他の機関とも関係がございますが、東海3県直下型地震調査連絡会議というものが設置されております。これに経済産業省の地方支分部局、地方経済産業局が参加をしております。

あと、災害等に関する調査研究の推進という部分では、先ほど申し上げました地質調査所というのが、従来から地味ではありますが、科学的な活動を続けておりますので、そういったものを引き続き着実に実施をしておるということでございます。

端折りましたが、以上でございます。

国土交通省 国土交通省でございます。資料8で御説明をいたします。

国土交通省では、防災の施策といたしまして、豪雨や地震・津波等の災害に関する情報収集、災害の予測といった業務。

それから、河川、道路、港湾、海岸等の施設の整備。あるいは建築物の耐災害化といった施策。

そして、鉄道・船舶・航空等の運輸事業者における事故災害対策。

また、海上保安としての救助救急活動等、さまざまな業務を行っておりますが、これらの業務を的確に進めるために、特に次のような施策を重点的に取り組んでいるところであります。

第1は、災害時において国・地方公共団体・住民の間での迅速な災害情報の共有化が図れるように、情報基盤、あるいは情報伝達体制の充実・強化に取り組んでございます。光ファイバー網等のネットワーク整備でありますとか、観測・監視システム等の強化を図るとともに、報道機関の協力も得まして、国民への情報提供等を進めることにより、初動、あるいは緊急の対応を的確に行うように取り組んでいるところであります。

それから、第2点目は、地域の危険情報の共有化についてであります。

洪水とか高潮、土砂災害等のハザードマップの整備・普及。

あるいは、気象・災害情報の予測精度の向上と伝達方法の工夫等に取り組んでいるところでありまして、洪水時の浸水想定区域や、土砂災害危険箇所等についても、順次指定を進めているところであります。

第3点目は、インフラの整備の関係でありますけれども、防災拠点の整備と、防災拠点間をうまくネットワーク化することによって、緊急の輸送等の確保を図っていこうというものであります。緊急輸送用の道路でありますとか、鉄道、港湾施設等の耐震化等も併せて進めて、災害時における輸送活動の確保を図っているところであります。

それから、都市の防災性の向上についてでありますけれども、洪水等に対する防災性の向上につきましては、川とまちづくりを一体として取り組む高規格堤防の整備でありますとか、河川事業、下水道事業と都市再開発事業とをうまく連携をさせました雨水対策等に取り組んでいるところであります。

もう一点、大きな課題であります木造密集市街地につきましては、道路と沿道の建築物等を一体的に整備することによって、防災環境軸を創出するような施策、あるいは個人住宅の耐震改修等の支援を進めてございます。

4点目が、大規模な災害が発生した場合における組織体制の強化についてでありますけれども、これらの災害を想定した危機管理訓練、毎年実施をいたしておりますけれども、特に図上演習等も活用しまして、より実戦的な演習ができるような取り組みを行っております。

また、災害時における地方公共団体との連携・支援でありますけれども、国土交通省が所有しております災害対策用の資機材等を被災地に速やか派遣する。あるいは、災害情報等を的確に伝える。そういった体制の強化にも取り組んでいるところであります。

それから、委員から御指摘のありました点につきまして、いくつか補足をさせていただきます。

第1点目は、大規模災害が発生した直後の報道機関等のヘリコプター騒音の問題であります。これにつきましては、平成8年にマニュアルを策定いたしまして、救助活動に支障がある場合には、救援機以外の飛行機の飛行自粛を求めることができるようにいたしました。

それから、防災の視点からの土地利用規制等の在り方についてでございますが、都市計画法においては、優先的、計画的に市街化を図るべき区域、市街化区域でありますけれども、この区域は原則として災害の発生の恐れのある土地の区域を含まないというふうに計画基準を定めてございます。

また、密集市街地等においては、防災再開発促進地区の指定でありますとか、あるいは津波、高潮等の危険のある区域については、地方公共団体の条例で災害危険区域を定めることができる。そういった措置がなされてございます。

次に、専門家等による検討成果等を国民にどのように情報発信をしているかということについてであります。火山噴火予知連絡会でありますとか、地震防災対策の強化地域判定会等、いくつかの災害関連の判定会がございまして、そこにおきます評価の内容につきましては、記者会見、ホームページ等を通じて公表・周知をいたしております。

また、さまざまな観測を実施いたしておりますし、また、災害対策の環境の研究を研究機関において行っておりますけれども、これらにつきましても、出版物等によって公表をいたしているところであります。

それから、事故災害への対応の強化の関係であります。海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、それぞれ少しずつ内容に相違はありますが、第1点は、船舶・車両等の安全基準の関係でございます。

第2点目は、それらの運輸業務に従事する職員の養成等の関係。

第3点目は、検査等の体制。そういったような施策をそれぞれに進めているところであり
ます。

4ページでございますけれども、鉄道災害につきましては、これらに加えて、踏み
切りの立体交差化でありますとか、保安設備の整備等、インフラ関係の対策も取り進めて
いるところであります。

予算の関係、あるいは阪神・淡路大震災以降、重点的に実施した施策につきましては、
資料を用意いたしておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

消防庁 消防庁でございますが、資料9ということで、説明資料と参考資料に分けてお
ります。クリップでとじておりすまので、クリップをはずしていただければと思います。

まず目次をごらんください。このような資料をお付けしているということでございます。
1ページでございますが、防災における消防庁の役割ということで、主として地方公共団
体との連絡調整を国の組織としてやらしていただいているということで、この中で地方公
共団体への助言に係ることをさせていただいているということでございます。

2ページ目、地方団体の防災施策に関して、今後、特にどのようなものが課題となっ
ているかということ整理してございます。

矢印の下のところでございますが、防災に関する地方団体の組織の在り方、消防機関と
防災機関の連携の在り方といったことが課題ではないのか。

それから、防災に係る専門的人材の育成の仕組みとことこの検討。

それから、危機管理情報の連絡体制の在り方。

更には、民間ボランティアとか自主防災組織の防災活動に関する環境整備の在り方とい
ったことが課題となるということでございます。

3ページでございますが、もう一点につきまして、災害が広域にわたるということで、
国の役割として、矢印の下にあるような緊急消防援助隊の拡充といったことが必要ではな
いか。現時点で1,785 隊、2万6,000 人の部隊を緊急援助隊として登録しておりますが、
その充実といったことが必要ではないかということ。

3番目の課題としまして、地方公共団体の防災対策の充実に向けたノウハウを国として
提供することが必要ではないかということで、高度情報通信システムの整備、防災情報の
共有化、それから地方が自らの災害対応力に関する自己評価ができるような指針というも
のを示したいということを書いてございます。これに関しては、別添資料が付いてござ
います。

なお、4ページ以降に、委員御指摘の事項についていくつか書いてございますが、特に5ページをお開きいただきたいと思います。

人材育成に関しまして、真ん中ごろに背景というのがございます。資料別添7、10ページをお開きいただきたいんですが、消防庁におきまして、危機管理に関する人材育成に対して地方公共団体の状況を伺ったところ、防災の研修を行っている団体が33団体、その内容としましては、システムの端末操作とか、団体の防災体制に関すること。実施していないというのが14団体でございまして、内容としまして、必ずしも十分なものでないということが見て取れるわけでございます。

このような中で、災害対応任務に専任している職員が少ないとか、危機管理の講習の経験が不足しているといったような問題点があるということで、今後、具体的施策のところでございますように、研修制度の充実といったことが必要ではないかということでございます。

これは防災関係職員の育成に関することでございますが、一方で住民に対する防災教育も必要ではないかということで、平時から住民一人ひとりの方に対しまして、防災に関する理解を深め、防災力を高めていくということが必要ではないかということで、いくつかの資料を用意しております。

別添の資料の12ページ、これは15ページでございます。

例えば、一般の住民の方に関する人材育成の事例としまして、米国におきましては、連邦緊急事態管理庁に防災研修所という施設を整備しまして、ここで講習を行っている例があるということ。そういう資料も整備させていただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。最後に内閣府の資料がございまして、これはお読みいただくということで、これでひと区切り、各省庁のヒアリングは終わったということにさせていただきます。

時間が50分くらいございます。自由に今までの説明についての御質問や御意見を出していただきたいと思います。どういう観点からでも結構でございます。

では、いつものとおり私から。

消防庁さん、消防団はどうするんですか。ボランティアでしょう。消防団について何か。ボランティア、防災で御意見ございますか。

消防庁 消防団につきましては、全国で95万人いるということで、初動対応で非常に重要な役割を果たしているということだと思います。ただ、実際に体系的に防災上の教育な

り訓練が行われてくるということについて、必ずしも十分でないという話もございまして、今、消防団の活性化の勉強会もやっております、その中で適切な方向を示していきたいというようなことを考えております。

消防庁 次長ですが、補足して御説明させていただきたいと思います。

消防団の場合、かつて200万を超えた時期もあったんですが、最近では95万と半減をしてございます。消防団としては、常備と非常備の関係で、消防団そのものも消防活動を専門にやるという組織であります、地域に根差した組織ということで、通常大災害のときにも非常に役割が大きいということで、私ども十分なノウハウを提供して、その活動力をできるだけ高めていきというふうに考えております。

基本的には、市町村に属する組織ということで、市町村とのタイアップ、そういうものを十分連携を取ってやっていただこうというふうに思っております。

伊藤座長 ありがとうございます。

大宅委員 各省の御説明はごもっともでございます。よくやっていただいてありがとうございますとしか言いようがないんですが、問題は、全体として本当に迅速に効果をもたらすようになっているのかどうかというところだと思えます。質問は山のようにあるんですけれども、2つに絞りました。

1つは、例えば原子力に関しては、何か所管の省庁が原子力対応をおっしゃったんですが、どこがリーダーシップをお取りになるのでしょうか。

2つ目は、最初に内閣官房の方だったと思いますが、重要か重要でないか判断をして、官邸かどこかに上げるか上げないかということをおっしゃったんですが、その優先順位みたいなものを決めるのはだれか。どういう基準があるのか。何が一番緊急かどうかという、判断のところが大問題だと思えます。

阪神の地震のときに、これは私は慶応大学の草野（厚）さんの著書の中からですから、受け売りですから、草野さんを信じて言うわけですけれども、被害の状況がなかなか正確に伝わらなかった。確実な死者と云ったら、確か2名と挙がっていたというのが、ほとんど笑い話のように載っているわけですけれども、確実と言われると、それしかありませんみたいな話だったり、いつまで経っても状況判断はできないわけで、一番大事な初期の判断ミスというのがどンドンひどいことになる。

そういう意味で、この間のニューヨークのを見ていましたときに、我々はテレビで見ている間にマンハッタンに入る橋は全部封鎖、空港も封鎖みたいなので、このスピードというのは本当に違うなというのはつくづくいたしましたので、その2点を伺いたい。

ついでに言うておきますと、まだ乾パンなんですかとか。今は私はいつも車を運転しているんですが、青山通りとか、大きい幹線道路、この道路は災害時には使えませんかと書いてある。使わないのでどうするのかというのは分からないわけです。走っている間に地震が起きたりしたらどうするのか、どこに止めるのか。左に曲がって小さい道に止めればいいのか。これは道路だけではなくて、これは国土交通省なんだと思いますけれども、交通案内を見たときによく、これは横浜へは行けませんとか書いてある。では、どうやったら横浜へ行けるのというのは表示はない不思議な国でございまして、それは実質的に使う側からすると、いと不便なんです。

もう1つついでに言いますと、中央分離帯みたいなのが1mくらいの幅でできて、木が植わったりしている。これは多分横断させないぞということだと思えますけれども、災害のときにはあんなものがあると、本当に柔軟に使えないんじゃないかとか、いろんなことがあるんですが、お答えの方は、最初の2つの方だけお願いします。

伊藤座長 どうぞ関連して。

中北参事官 原子力の関係でございまして、原子力の事故災害につきましては、基本的には経済産業省さんが中心になると整理をされております。

文部科学省 文部科学省の方は、研究に関連する原子力に関する事故等につきましては、我が省が中心になるようになっておりまして、そこら辺は既に住み分けがされておりますので、大丈夫かと思っております。

伊藤座長 要するに、経済産業省が大騒ぎをしてわっとやるんですか。よく分からないような質問だと。原子力災害はどういうシステムで対応しているんですか。

経済産業省 起こった場所ではなくて、実用に供される、つまり試験研究用以外は経済産業省の原子力・安全保安院が責任を持って対応を取る体制になっております。

伊藤座長 学校でトラブルが起きたら文部科学省ですか。学校にもいろいろ原子力関係のものがあるでしょう。それは文部科学省ですか。

文部科学省 そうです。研究所関係ですね。

伊藤座長 今の経済産業省の試験研究用というのは、そういう意味ですね。

文部科学省 そうです。大学とかです。

経済産業省 だけじゃないでしょう。試験研究用以外は経済産業省がやる。

伊藤座長 大宅さん、それでいいんですか。

大宅委員 すべてのものが縦割になっているようなので、例えば狂牛病だって、牛の間は農林水産省で、肉になると厚生労働省と言われると、これは働かないぞと思うわけです。

よ。例えば阪神・淡路大震災などの後、昔と変わって本当に迅速に動くようになったんですよ。ということが一番知りたい。

内閣官房 2点目の方をお答えをいたします。内閣官房の危機管理担当参事官の足立でございます。

一番最初に私の方で御説明した内閣における危機管理についてという資料の4ページに、情報伝達のフローを書いておりますけれども、阪神・淡路大震災などの反省を踏まえて、内閣危機管理監というポストができて、ここに様々な情報がすべて集約できるような形になっております。ここで基本的に危機対応の初動についてのジャッジを行います。その際に、内閣危機管理監が官房長官や総理と相談しながら迅速に対応を行う。

その基準はどうなっているかというもう1つの御質問でございましたけれども、これにつきましては、内閣官房でいろんな危機に応じたマニュアルを作成しております、そのマニュアルに基づいて判断をするということになりますけれども、一番最初に申し上げましたけれども、危機というのは必ずしもマニュアルだけで動けるものばかりではなくて、想定していなかったような事態がどんどん生じます。

こういったことにつきましても、内閣危機管理監のところで最終的に判断をするというやり方になっております。これは阪神・淡路大震災のときにはなかったポストでございまして、平成10年4月から設けられたポストでございます。

高橋政策統括官 ちょっと補足させていただきますが、お手元の先ほど使いました内閣府の資料10の12ページをお開きいただきたいと思います。

大規模な地震などの事態が発生しますと、危機管理監の下に私ども含めて政府の担当者が緊急参集いたします。緊急参集する際に、具体の被害情報がなかなかすぐには入ってまいりませんので、阪神・淡路以降、DISということで、地震が発生した際に、まずEESと書いてございますが、地震被害早期評価システムで、一定の地域で気象庁の方で、どこが震源で、どういう地震が発生したとありますと、それに基づきまして、建物の倒壊による死者数ですとか、倒壊数がどのくらいになるというような想定を数字として出るようになっております。これはあくまで早期の評価ですから、正確なものではありませんが、かなりの大被害があるとか、それほど大したことがないとか、そういったことが早い段階でわかりますので、危機管理のチームが参集した際にも、阪神・淡路のときのように確定情報がなければ対応が取れないということは今はなくなっておるという状況でございます。

大宅委員 体をどこか会議場に集めるんですか。

高橋政策統括官 さっき内閣官房から御説明がありましたが、緊急参集チームを、危機

管理監なのか、防災担当の私だとか、あるいは消防庁の担当者とか、官邸の危機管理センター、官邸の別館に、まだ旧官邸ですから、そういう部屋がありまして、そこにチームの人間が集まります。

経済産業省 原子力の関係でもう一回補足させていただきますと、通常の商業に供されている炉、つまり発電所、原子力発電所にある炉の事故については、経済産業省の原子力・安全保安院が責任を持って対応することになっておりますが、これも一定の規模以上の事故というふうに判断される場合には、速やかに内閣官房の方に御連絡いたしまして、全省庁を挙げて体制を取るということになっております。実際、お話ありましたように、どういふ場合が緊急事態かというのはなかなか難しいところがあります。マニュアルなどがございますが、難しいところがございます。

そういったこともありますので、当省の原子力・安全保安院は、ブラインド訓練と言いまして、シナリオを決めない訓練を実施し、これはついこの間でございますけれども、実際に全省庁挙げた原子力保安の関係の訓練を実施したところでございます。

今井委員 今の内閣の危機管理担当の関連なんですけど、まず、情報の収集をして、それから総理大臣以下、決定された事項を実働の方へ回してというグラフを見せていただきましたが、日本はすべてのものについてそうなんですけれども、いわゆる入る情報が10だとすると、出ていく情報が3.8 くらい。要するに、情報の収集はうまいんだけど、「出し」が下手というところがあって、今回も「出し」が何も書いていないんです。例えば今回の同時多発テロの場合も、自衛隊が船を出しますね。それだけ見ている人たちは、ああ、船を出したわいみたいで終わるかもしれないけれども、実際に出ている間の日本の防衛はどうなっているのか。一般の人が船が何隻あるんだか分からないし、どこから出ました、ここから出ましたというと、そこが手薄になったんじゃないかという不安とか、イージス艦だけ残して何とか周りを見渡しているんじゃないか、いわゆる風評被害的なものが出てきてしまうというのがあるんで、マスコミが非常に発達しているし、それから一生懸命やっているから、テレビなどは夜中じゅう各社が、例えば新宿の火事みたいなものでも、夜中じゅうずっと映しているし、見ている人は夜中じゅうずっと見ているという時代ですから、効果のあるちゃんとした情報を、いわゆる国民全般に流して、変な風評被害がないようにするということが非常に大切なことじゃないかなと思うんです。

その部分のことはどういう形にできるのか。または、するのか。多分、これ全部お伺いして、いろいろ見ていると、今は一例として情報公開の部分、広報について申し上げましたけれども、それ以外にも、民間との連携対応みたいな部分をどちらの省庁さんも

ほとんどおっしゃらなかったんです。ですから、割合にそのところはあまり国民は考えていないのかなという気がしました。

以上です。

伊藤座長 これは内閣官房さんかな。情報の集め方、NHKだけでいいのかという。出し方もそうか。

内閣官房 内閣官房の足立と申します。

今のお話、御指摘のとおりで、我々もいろんな事態が生じたときに情報収集に追われます。御指摘のありましたテロのときも、新宿のビル災害のときも、私も含めて参集して直ちに情報を取りました。実際の話を上申しますと、NHKの情報が早かったりする場合もあります。ただ、それだけではなくて、消防、警察だとか、現地の方からいろんな情報が入ってきます。ただ、消防も警察も、まず最初にやるべきことというのがあって、救出や警戒・警備だったり、そういうこともあり、現地での対応と情報を流すということをどのようにしてうまく両立させていくかということが非常に重要なところと考えられます。我々、特に今後お願いをしようとしていますのは、実際に現地でどんなことが起こっているのか、今御指摘のとおり、なかなか分かりにくいんですけれども、例えば現地で指揮を執っている人から、直接官邸に電話を入れてもらう。あるいは直接やりとりをすることによって、本当に現場の生の姿を我々もつかまえることができる。せっかく我々の神経の一番先のところが、最前線で活躍しているのに、仕事に追われてなかなか情報が入ってこない。そのところをどのように解消していくか。情報伝達のいろんな手法を使うことによって、何とか解消できるじゃないかということ議論をしまして、実際には警察の持っています無線とか、消防の無線だとか、そういったものを使って官邸と直接やりとりをするようなことができないか、あるいは自治体の皆さんと直接やりとりをすることによって、生の情報をなるべく早く取れないか、そういうところを検討しているところでございます。

伊藤座長 出し方の話がありました。取るが10で出すのが3.8 だと。

内閣官房 出し方の話は大変重要ですがけれども、官邸で総理なり官房長官なりがどういうジャッジをするのか。あるいは各担当大臣がどういうジャッジをするのかというところをなるべく克明に出せればいいんですけれども、情報の事柄にもよってなかなか出しにくい場合もあります。最近、記者会見などいろんな場を活用してどんどん情報を出していくようにはしておりますけれども、これからもう勉強しないといけないところもあるんじゃないかと考えております。

伊藤座長 今井さん、今のよろしいですか。

高橋政策統括官 情報の収集の関係ですが、被害情報を警察だとか消防だとかいう実働部隊がヘリテレ情報をどんどん流しますが、そういったヘリテレ情報も官邸の危機管理センターに直接生で入ってくるという状況でございます。

あと、情報の出し方ですが、官邸の情報集約センターに各省からの情報も全部入ります。私ども内閣府の防災担当も、いろいろ消防だとか警察だとか防衛庁だとか、それぞれ現場を持っていろいろやっていたいている情報は、各省それぞれ情報が入るものですから、政府全体の防災担当としてそれを整理して、要所、要所にお出しするようにしております。あと、それぞれの現場レベルは、今、それぞれ各省庁とも双方向の情報交換ということで、行政サイドからいろいろ情報を伝えるとともに、例えば土砂災害とかいう話であれば、石ころがころころ落ちているとか、そういう話はそれぞれ住民の方の方が早いんです。そういうときには住民の方から連絡を受けるような双方向のシステムを整備したり、あるいは郵便局とタイアップして、郵便局の方は全国津々浦々回りますから、防災情報をそれぞれ市町村の行政部局に入れてもらったりとか、そういう双方向の情報交換をして、できるだけ行政と住民とが情報を共有できるような地道な努力は、それぞれの現場で続けているところでございます。

今井委員 私が申し上げた情報の出し方というのは、国民に対するマスコミュニケーションの話で、いわゆるこれからの人材育成とか、防災意識に関する研修・教育みたいなものを、子どものころからきちっとした教科をつくってやっていくということではできると思うんですが、既に大人になっている人たちは、集めてやることはできないし、いわゆる被害を受けた人たちについて、現実を考えると、自分で自主的にどこか公民館に行くくらいのことしかできないと思うんです。だけれども、いわゆる対岸の火事を何回も何回も繰り返し見たり聞いたりすることで、意識というのは高まるし、潜在意識の中にどういう処し方をしたらいいのかというのに入ると思うんです。

そういうことを考えると、マスコミとの協働というか、コミュニケーションをうまく取って、仕事が忙しいからと、現場でやっている人たちにその仕事を押し付けてはだめだと思うんです。新しくそれなりの情報の「出し」の部署をきちっとつくって、その人たちが情報収集なり現場に迷惑にならないように情報収集なりをちゃんとして、そのことで正確な情報、しかも臨場感のある情報をマスコミュニケーションの方にきちっと渡すということまでをやるのが、最も効率がよくて、経済的にも安い、いわゆる防災意識を国民に持たせる方法じゃないかと思うので、申し上げたんです。

高橋政策統括官 そういう御指摘、大変大事なことだと思っております。

大災害がありますと、政府と地元の公共団体と現地の対策本部とか、そういう形で現地指令部ができたりしますので、そういう現地の対策本部でのいろんな活動だとか、あるいは被害状況の発表とか、そういったことは今後更にきめ細かにするように努めていきたいと思えます。

もう1つは、日ごろからそういう意識があればという御指摘ですが、たしかに一番そういうのがうまく行ったというか、有珠の例などは、日ごろから住民の方がそういう意識があったために、すぐ避難活動も非常にうまく行ったというケースもございます。

そういう観点から我々は今ハザードマップづくりということで、いろいろ火山だとか、あるいは洪水とか、そういう日ごろから、こういったところはこういうことがあればこういう被害が起きるぞ。避難するときは、どういったところに行けとか、そういうハザードマップづくりで事前にいろんな行政だけではなくて、住民の方にもそういう、実際の被害はなかなか今すぐには経験することはできませんから、そういうことを知識、実感として感じ取っていただけるような作業も進めていきたいと思っております。

国土交通省 国土交通省ですが、災害時の情報提供についてでありますけれども、この間の15号台風で関東地域が随分洪水の被害が出ました。このときは大宮に関東地方整備局がございまして、ここに河川の関係の映像情報をすべて集約をして、そこで必要な対策、指揮を行うということを取ったわけでありまして、NHKに情報センターに入らせていただきまして、そして、渋谷のNHKと回線を結びまして、常時映像、あるいは解説情報等を流していただきました。その後、NHKの方と御相談いたしまして、全国各地で災害が発生した場合に、我々、衛星通信等で現場を出して、現場の状況等を把握をするようにしておりますが、それらの映像については自動的にNHKに流すということで新しい取り組みを始めたところであります。

消防庁 平時からの防災教育という点に関しまして、消防庁の方で参考資料の別添9の12ページをごらんください。

今日は石川知事はお見えになっていませんが、県によっては大分進んでいるところがございます。静岡では平成8年から12年の間に236名の防災士と言われる人をきちんとした講習をしてつくりまして、その人が地域に入って、一般の人に防災のノウハウを教えるということで、大分進んでいるという事例もあります。

それから、三重県でしたか、ディッグと言いまして、ディジェスター・イメージング・ゲームという地域の人たちを集めて自分たちの地域を、地図を前にしてどこら辺がどう危ないかということで、イメージ・トレーニングをしているという例もございまして、それ

はまだまだ少ない例なんですけど、そういうことをしていくことで住民の意識が高まっていくのではないかと考えています。

藤吉委員 短時間にたくさんのお話を聞いたので、どなたがどこで言われたか、分からなくなっちゃったんですが、前回お尋ねした私の意見として申し上げたのは、中央防災会議と言いますか、国の基本的な計画をつくる際の発想の仕方がさかさまではないかというお話をしたと思います。

つまり、災害が起こるのは私どもの住んでいる自分の家とか、行動する範囲内の、言ってみれば非常に狭い範囲内で自分の手に負えないような事態が起きた場合に、そこを一番うまく切り抜けるにはどうすればいいかという、その時点から対応計画を考えていって、そして、それが例えば市町村というレベルの計画になる。その市町村の手に負えない場合に都道府県がどうするか。都道府県にも手に負えない場合に国はどうかという発想じゃないかという意見を申し上げて、今日御説明いただいた中には、それに明瞭に答えるものは1つもなかったと思うんです。

つまり、広域応援計画と言ったものも考えておりますというのは、その1つかと思うんですが、応援という発想ではなくて、例えば横須賀の市長さん、自分の手に負えないと思ったら、助けてくれと言えればいいと。言ったら、その次はどうか。

だから、最初に市長のやるべきことは、自分の判断能力で、自分の持つ人材で対処できるかどうかということだけ考えればいい。できなければ助けてくれということだけ言えばいい。そうしたらどうかということや都道府県の計画としてつくっておくべきだと。そういうことでありまして、それで行くと、例えば病院の問題などは全然違う対応になると思うんですが、自分の市町村の中にどれだけの救急病院があるかとか、そういうことを基本に考えると、隣にあの病院があるのに、あれは当てにしようという計画は絶対つくれないわけですね。

まして、県域を超えた病院を当てにするという計画もつくられない。そういう意味では全くいきた計画になっていないと思うんです。市町村とか都道府県、自分の県域の中だけで計画をつくれと言っている限りですね。それを超えた、もっと国レベルでの計画をつくるためには、1つひとつの市町村とか都道府県の県域を超えて対応が必要な場合にどうするかというふうに積み上げていく必要があるんじゃないか。だから、その作業をいっぺん市町村から始めて、最後に国が、では何をやりましょうというふうに考え直してはいかかということなんですけど、どなたかにお答えをいただきたいということではないんですけども、重ねてそういうことを申し上げたいと思います。

伊藤座長 消防庁さん、どうぞ。

消防庁次長 発災時に一番だれが身近にいるかということに尽きると思うんですが、突き詰めて言うと、発災時に自己責任というのは一番大きいのかなと思います。1億2,000万人の人がこの国土に住んでいますけれども、何かあったときに自分で自分を助けられるというのは一番大きいと思うんですが、その中には高齢者の方もいらっしゃるし、身体障害者の方もいる、災害弱者の方もいらっしゃる。そうしますと、次に何が助けになるかということ、身の周りの方ではないかと思います。世帯なり近所の方々がそれなりの防災の対応力を有していれば、何かあったときには一番手早く救助できるということになります。今までの防災の考え方というのは、防災機関があって、防災体制としての組織をつくってしまうと、もうそこで終わりというような考え方もあったわけですが、やはりこれからは、個々人の力をもっと高めれば救える人もかなりいるのではないかというふうに思います。ただ、それだけですべて終わるというわけではなくて、一番そういう方に近いというのは市町村の立場でありますので、市町村がそれだけの方といつも肌身接していれば、いろいろな情報もすぐ入ってくるわけですし、いろいろな情報をすぐ伝えられる、そういう人と人との関係をもっと防災関係でも構築をしていく、そういう中で防災力は自ずと高まっていくのではないかと考えております。市町村が対応できないものは都道府県の方で対応すればいいわけですし、また、更にそれを超えて必要があれば国に助けを求めていく、国全体としてそれに対して救助していくというやり方が私どもは必要ではないかというふうに思っています。

したがって、一番、第一義的に考えなければならないのは市町村の災害対応力、それとその中における地域活動の充実ではないかというふうに思っております。

伊藤座長 ちょっと私の方から、この基本計画についての組み立て方で、地震、それから火災というのは大体そういうのでいいんですよ。だけど、例えば、伊勢湾のように夜中に高潮などが来たら、これは市町村全然対応できないですね。ああいうのはあまりないんだけど、例えば、炭疽菌とか、原子力になるとこれはもう市町村ではないですよ。何していいかわからないんだから、助けを求めるとは県にというのではない。むしろ、今言ったような通常の、私たちがやっていた地震、雷、火事、おやじの、ああいうところはまさにそれでいいんだけど、ここで原子力などが入ってくると、これはまた別な観点から国がきちっとした情報災害がない形で出さなければいけないわけです。ものすごくデリケートな、そしてきちっとした判断だと思うんです。地震での情報、民間などから出てくる地震の情報災害は、相対的にはそう深刻でない、というのは何に対して比べるかとい

うと、原子力とかBCテロとかなんですよ。

問題は今言った防災基本計画で考えてなかったような災害です。危機管理かもしれないけれども。それに対してのステートメントというのは、特別につくっておかなければいけないんじゃないですか。そのところは私もよく分からないんだけど、どうですか。澤田市長のところは地滑りがあるでしょう。原子力があるでしょう。

澤田委員 突然マイクが回ってきたので、今、私の方で一番自分で手に負えないというのは、よそとちょっと違う事情なんですけど、原子力軍艦の事故なんです。事故が起きたときに、実働部隊という消防機関はすぐに活動するんですが、その前提としての情報がどの程度正確に入ってきているか。今どういう状況であり、今後時間の経過とともにその被害想定はどうなるのかということについての情報が的確に入ってくるかどうか。その辺が極めてあいまいなんで、そこは国の方で十分研究していただかないといけないと思っています。

その情報が的確に伝わったときに、地域の消防機関、その他防災機関が動き出すんであって、その動き出すまでの部分が、私の方から見るとブラックボックスでして、そこがうまく計画ができれば、自治体の地域防災計画との連携はうまくいくと思っております。

ついでで申し訳ありませんが、今、地方財政が危機的状況の中で、私どもは非常に頭を使わざるを得ないと思っているのは、新しい施設はなかなかできなっています。ですから、今ある施設をいかに寿命を長くするかということに力を注いでいかなければいけないんですが、そのときに、大抵の施設は老朽化していますから、昔の基準でつくった施設と並んで耐震補強をしなければいけないということです。

特に学校のような場合は、災害が起きたときに避難所になりますから、その学校がつぶれてしまったんじゃ意味がないんで、学校を中心にした公共施設。特に病院ですね。病院の耐震補強をしなければいけないんですが、それに対する財政的な措置というのが必ずしも十分ではないと思うんです。先ほどの御説明でも、例えば医療施設であれば、災害拠点施設については国の3分の1の助成があって、平成12年度、13年度、いずれも6件、これは全国で6件ですから、微々たるものだと思うんですが、そういったものについての公共投資というのがもっと重要視されなければいけないんじゃないかと思うんです。必ずしも機能の拡大につながるわけではない、極めて地味な投資であるので、なかなか首長自身もそういったものに対してお金を出しにくいという雰囲気があるんですけども、国としてもっとインセンティブを与えてもらえればそれが可能になるんじゃないかと思っています。それが1つ。

2つ目は、地方自治体における防災、あるいは危機管理に関する専門的知識を有する人材の育成というのが極めて大事だと思うんです。今、防災のセクションというのは、県も市町村も、例えば県は県民部とか、県民生活部、市町村であれば同じように市民部とか、場合によっては企画調整部というようなところでやっておりますけれども、防災課をつくって、県民部にしたり市民部にしても、やっている通常の中身は青少年育成とか女性行政とか文化行政とかいったことでありまして、そういう組織の中に防災課を置かれても、常時防災について部として議論するような雰囲気ではないと思うんです。

横須賀市ではそういうこともあって、消防局に防災用セクションを持っていったわけです。実働部隊である消防機関において、火災だけではなくて、風水害とか地震とか原子力事故対策を所管するセクションをそこへ持っていったわけですが、それにしても、専門的な知識を有する人材というのがなかなか今はいない。

したがって、そういうものについての育成機関を例えば消防庁の消防研究所が中心になって、関係各省の協力を得て、総合的な人材育成プログラムというのを設けてもらったと思うんです。県には消防学校というのがありますが、県は実働部隊を持っておりませんから、市町村以上にそういったことについてのノウハウがないので、市町村が消防職員を派遣して、消防学校の教官を賄っているというのが実態ですから、県に防災や危機管理についての専門家養成機能を期待しても、それはなかなか難しいと思いますので、是非そういう点について御配慮をお願いしたいと思います。

もう一点、細かいことで恐縮ですが、9月1日を中心にして、防災訓練に出るわけですが、本部訓練と現地訓練があります。現地訓練に出掛けるときに、横須賀市は自前のヘリコプターを持っておりませんから、近くにある海上自衛隊のヘリを使って現地へ飛ぶんです。それは海上自衛隊に限らないと思うんですが、ヘリコプターというのは一市町村必ず持っているわけではなくて、広域的に使うものだと思うんです。

そうすると、いざというときに、普段飛んでいないような地域を飛ぶわけですから、上空から見ても今飛んでいる場所がどの辺であるかというのがパイロットがよく分からないというんです。

そこで私どもは、市の施設については、学校の屋上に夜も夜光塗料でよく見える塗料を使って、ここは何とか小学校である。ここは何とか高等学校であるという表示をしたんです。ところが、県の機関、県の施設、あるいは国の施設は、そういうことをやっていないので、ヘリコプターが夜飛んでも、どこの上空を飛んでいるかということが分かるような公共施設の表示、あるいは民間の病院も同様だと思うんですが、そういう塗料による表示

をしたらいいんではないかと、そのように思っております。

私実際にヘリで飛んだときの実感です。自分でも地図を見ながら下を見てもよく分からないときがあるんで、ましてや普段よそに住んでいるパイロットが飛んだ場合には全く分からない。そういう状況であるので、その辺の配慮も必要ではないか。そのように思っております。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。廣井先生どうぞ。

廣井委員 今までの議論と関係があるんですけども、1つは質問で3つ意見を言いたいと思います。

まず、最初は質問なんですけれども、さっきの大宅さんの話に関係するんですけども、足立さんにちょっとお聞きしたいんですが、この専門調査会の役割というか議論の中では、防災対策における国の役割と、地方自治体の役割をどう考えるかということが大事だと思いますので、もう一回確認の意味でお伺いしたいんですが、資料1の6ページに主な対象事案等がありまして、今まで危機管理室ができてから対処したという例がありますが、外国で起こった出来事は危機管理室がやると、これはある意味で当然だと思います。

それから、自然災害です。今年の11号と15号は一体どうだったのか分からないんですけども、自然災害も危機管理室が連絡室をつくるか、対策室をつくるかでいいと思いますが、問題は事故です。

例えば、平成12年の3月8日に、日比谷線の列車衝突事故とありますが、例えば明石の場合、それから、新宿の雑居ビルの火災の場合、ああいう場合はどうなるのかなと思ったんです。

つまり、これは地方自治体の仕事であるということと、これは国が積極的に対処すべきであるという、その辺の判断を危機管理監がなさるんでしょうけれども、どういうふうな形で実際にやるのかということをお伺いしたいと思います。

次は、意見ですけども、資料2の警察庁さんの資料の中に、63条の警戒区域の設定というのがあります。雲仙のときのケースもお話しいただきましたけれども、確かに43人火砕流で亡くなったときは、これは60条に基づく勧告指示を出しましたね。それ以降に、63条に切り替えて、結局それ以降死者は出ないと、罰則規定が伴いますから、大変防災にとっては伝家の宝刀だと思いますが、この後は警察庁さんに対する質問ということではないんですけども、雲仙のケースなんか見ますと入ってはいけないと、入れば罰せられるわけですから入れない。

ところが、1日、2日で警戒区域が解ければいいんですけれども、火山災害のように何年経つか分からない。生活の基盤が失われるわけです。つまり、防災にとってはいいんですけども、地域経済にとっては大変壊滅的な影響を与える可能性がある。こういう場合は、防災の観点から警戒区域を設定すると。しかし、それによって経済的な損失を地域が受ける。その場合の救済措置のようなものをペアで考えていかないと、警戒区域の設定はなかなか市町村長さんとしては、やりにくいというふうに思います。

現に91年の雲仙の普賢岳以降、警戒区域の設定は、今までなされませんでしたけれども、やはり地域経済に与えるインパクトが強過ぎるというようなことを市町村長が考えるのではないかと思うんですが、こういう防災基本計画を考えるときに、防災という観点からは伝家の宝刀だけけれども、経済という観点からは地域に壊滅的な影響を与えかねない。そのバランスを考えて救済措置というものができないものかなというふうに思います。それは、後で御意見を伺いたいと思います。

2番目ですけれども、厚生労働省さんの話で、これは私が前回に現物支給の原則を見直したらどうかと申し上げたんですが、きちんと対応していただいてありがたいと思うんですけれども、結果は見直さないと、こういうことですね。

ただ、これは私は納得できないんですけれども、最後の内閣府さんの出している資料で、4ページに「災害対策の沿革」とありますが、これをごらんになってもお分かりのように、戦争直後にできた法律です。大変古い法律です。そのころは、確かにおっしゃるように、災害発生直後は商店等は被災して開いておらず、現金があっても物を購入することは不可能、確かにそうだと思いますが、阪神の例はどうだったかという、実際に当日も開いていましたね。

災害直後のことはいいとして、現物が主体になるのはある意味では仕方がないかもしれませんが、ただ、避難所生活も結構長いですから、避難所生活のある段階からは、お金ではなくて食券のようなものを発行して、というのは地域経済にすごく影響があるんです。よそから何百食もの弁当が来る。ところが、地域の経済、商店等は潤わない。むしろ、希望者に食券を渡して、それを近くの商店で買ってもらう。つまり、地域経済にとってもそっちの方がプラスではないかと私は思っています。

これは、全然書いていないんですけれども、この間申し上げたのは、仮設住宅の話なんです。仮設住宅は建てるのに300万、撤去するのに100万ぐらい。要するに400万弱の金が1戸に掛かるわけです。それを数年で壊してしまう。経済的に考えて大変無駄なような気がするんですが、そういうお金を、もちろん仮設住宅を望む人は、仮設住宅を提供して

もいいんですけども、仮設住宅を望まないで、そのお金を自宅の再建をするための原資の一部に使うというような、これも住宅券みたいなものでもいいですけども、住宅再建にしか使えないような仕組みを考えて、オプションで提供した方がいいのではないかと、私はこの間申し上げたんですが、それについての返事がここには書かれていない。是非、その辺をお伺いしたいと思います。

もう1つだけ申し上げますが、藤吉さんの意見と関係するんですけども、阪神・淡路大震災以来、自分の身は自分で守れ。自己責任の原則ですけども、しかし、一般の市民に、ただ自分の身は自分で守れと言っても、なかなか難しい。

実は板橋区で、地方分権の流れに乗っているということもあるんですが、市民が参加をして、防災条例をつくるということを今やっています。要するに防災というのは、市民の命と生活に関わっているわけですから、むしろ市民が参加をして自分の地域を自分で守るという気概を持って市民が参加をした防災計画とか、あるいは防災の条例とか、そういうものをつくっていくような仕組みが必要だと思います。防災基本計画のどこに書くのかわかりませんが、少なくとも前書き辺りのところに、やはり21世紀の防災というのは、市民が主体になって、藤吉さんの話ではないですけども、下からつくっていくんだと、下からではないですね、地域からつくっていくんだと、そういふようなことを是非どこかで書いていただけたらなと思います。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。今、官房の方に質問がありました。

内閣官房 第1点目の御質問でございましたが、防災対策における国の役割と地方の役割のお話です。先ほど、伊藤座長もその件お触れになられましたが、大変微妙な難しい話で、我々もいろいろ判断に苦しむところがよくある問題でございます。

法律上の話をいたしますと、かたい話になりますが、内閣危機管理監の仕事は、国民の生命、身体、または財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態への対処ということになっておりまして、やはりある意味では非常に局所的な事態とか、そういったものはあまり想定しておりませんで、国民全般にわたる影響が大きいもの、こういったものを対象と考えております。

それから、実際には何か起こってしまって、それから被害の拡大がもっとありそうだとか、そういうことも勘案しながら、先ほどお話にありました官邸連絡室や官邸対策室を設置するというような具体的な対処を行います。

我々の体制としては、官邸対策室、官邸連絡室というのはオフィシャルな体制でござい

まして、実際は、参事官レベルで情報を取るという体制も、東海豪雨の反省を踏まえ運用としてとってきておりまして、先ほど御指摘のありました今年の台風11号、15号ですが、あのときも私以下何人かで24時間体制で対応しておりまして、なるべく初動のところで間違いがないようにしようと考えております。事故の話としましては、先ほど御指摘がありましたけれども、例えば明石の雑踏事故だとか、新宿のビル火災について、我々は先ほど言ったような体制を取りましたが、事故自体が極めてローカルなものでございまして、その後の被害の拡大等も予想されませんでしたので、自治体や、消防庁、警察庁などの専門のところにお任せしておけばいいという判断を行いました。

参考までに申しますと、日比谷線の事故で官邸連絡室を設置した経緯でございますけれども、日比谷線では以前オウムのテロがあったこともあり、また、最初は爆発事故だという話もありまして、やはりテロの恐れも否定できなかったということもありまして、そういう対応を取ってございます。

特に事故の場合は、事故かテロかという判断も大変難しゅうございまして、ある意味では前広に体制を取っていくことも重要ではないかと考えております。

伊藤座長 どうぞ、小幡先生。

小幡委員 二、三質問したいんですが、まず内閣官房の危機管理についてでございますが、5ページに主な分類とございますが、危機といいますと、どんなものでも予測ができないものでも入ってくるのではないかなと思うのですが、現行の災害対策基本法のところの災害に該当するのは、この中のすべてではないような気がするので、ちょっとその辺りをお伺いしたいというのが1点です。

それから、前回私が申し上げた、ハザードマップについては、消防庁や国土交通省の方で御説明がございましたが、国土交通省の方から条例で災害危険区域の指定というお話がございましたが、これはそもそもどのくらい指定があるのかということをお伺いしたいです。

もう1つ、消防庁の参考資料の別添6のところ、それから7、8、9ぐらいに災害対策基本法の市町村の権限と責務。それから、都道府県の権限と責務。国の権限と責務とあります。先ほどからの話でございますが、一応法律上は市町村、県、国と、こういうふうに割り振りがなされているということですね。

ただ、この割り振りが先ほどの私の質問の危機の場合すべてに当てはまるかなという辺りは、座長や藤吉委員のおっしゃったところかなと思っております。

もう1点、別添6の7ページのところに、「権限」のところの65条「住民等に対する応

急措置業務への従事命令」がございます。これは、最近の自己責任とか、ボランティアの高まりとか、そういう中でどういうふうに位置づけていくかという論点があるかと思えます。これは市町村が住民にこういうことをしてくださいと命令できるという想定ですね。実際には使われていないようですが、一応軽犯罪法の適用もあるんですね。

こういう規定があるということは、また別の観点から再構成をすれば、必要性を含め、検討の材料として興味深いかもしれないのですが、簡単に説明を伺えればと思います。

伊藤座長 どうぞ、3つあったかな。

内閣官房 1点目の、私の方でつくりました資料の「危機の主な分類」に取り上げられたものは、防災基本計画の防災の対象になるのかということですが、やはり物事の起こり方によって対象になる場合と、ならない場合があるのではないかなと思います。

実際に物が壊れたりしたような場合は、政策統括官の方から対象となるのではないかというお話もございましたが、例えばN G CのBのテロがあった場合に、それがどうかというのは、そのときの起こり方によって適切に考えざるを得ないと思います。危機というのは、今こうしてグルーピングして書いていますけれども、ついこの間までニューヨークのテロのようなものは想定していなかったわけですし、まだまだ想定していないいろんな事態がいっぱいあるのではないかと考えておきまして、その起き方によって災害対策基本法の枠組みの中で対処するのか、そうではないのかというようなことを考えていくようなことになるのではないかと考えております。

伊藤座長 統括官何か。

高橋政策統括官 この分類の中にありますが、危機か災害かという形ではなくて、災害という観点からすると、ちょっと乱暴に言いますと、「大規模自然災害」と「重大事故」、それともものによっては、「重大事件」についても引き起こされる結果が、通常の災害と同じような現象が起きれば災害対策で対応すべき点もあろうかと思えます。そのうち、危機管理と言いますのは、そういう物事の中で、非常に重大かつ国家的見地から初動体制をどうするかという話でございまして、危機管理になるものについても、例えば当初の1日とか2日とか、危機管理が主導的な立場で、その後、例えば災害対策本部を立ち上げて、通常の災害対策へ移るといふ、そういう流れになるかと思えます。

国土交通省 国土交通省ですけれども、災害危険区域の箇所数でございますけれども、平成11年の数字ですけれども、1万5,600箇所ほどになってございます。

それから、ハザードマップについて箇所数を補足させていただきますと、河川の洪水についてのハザードマップ、現在114の市町村で作成、公表しております。活火山でもハザ

ードマップをつくっておりますが、これについては、今18の火山で作成、公表されているという状況です。

伊藤座長 どうぞ、消防庁。

消防庁 従事命令で、軽犯罪法の適用があるということで、今どきこういう権力的なのはどうかという話なんです、実際には発動されている例はほとんどないという。実は、都道府県の方にも同じように知事の権限としてあるんですけども、こちらもなかなか発動されていない。

ただ、いざというときにこういうことで、市町村長さんなり、都道府県知事は大変強力な権限があって住民の方にも協力を求める権限があるんですよと、それを踏まえてやっていただきたいということで、責務と権限と、これだけの手段があるんですよと、そういうことでちょっと条文を整理させていただいた資料でございますが、おっしゃるような趣旨で、これからは自主的な協力ということを求める章はまた別途必要だというふうに思っております。

伊藤座長 今井さんどうぞ。

今井委員 本日お伺いしましたいろいろなお話の中で、いわゆる災害時の対応とは別に、日ごろからの防災に関して特に文部科学省、農林水産省と厚生労働省は割合にそちら側の方のお話が多かったという気がするんですが、これは先ほどの澤田委員の御意見とも関連するんですけども、例えば学校なんかにおける防災体制の充実ということで、いわゆる予算取りはある程度あるけれども、非常に少ない予算で多分完璧な防災はできないんだみたいな予算、防災体制にはならないんじゃないかなという予算なんです、例えば阪神・淡路大震災でも実証されましたが、もともとから地球物理学者の人たちは言っているけれども、竹内（均）先生なんかは、地下3mと言っていらっしゃるけれども、3mよりも下ならば地震の影響を受けないみたいなデータもあるし、阪神・淡路大震災のときに地下鉄の地下の中の部分というのは崩壊していないわけだし、そう考えると学校なんていうのは、いわゆるジオフロントをかなり利用するということとはとてもいいのではないかなと思うんですが、ただ、とてもそんな予算が学校というのを出したときに既に出ないという状況だと思うんです。

ただ、公共施設としてみんなが集まってきて、そこがターミナルになってしまうと、逆にまた何か2次災害が起こったときに、集めちゃったら全員死亡しちゃったみたいなことにもなる可能性があって、特に最近は日本はシールド工法なんか世界に先進的にやっている国ですし、ITだのライフラインだのということを考えますと、共同溝もやはり人が

通れると言うか、車が動いてもいいぐらいの大きなもの。ジオフロントでどこか行くようなシステムというのを、ただ防災のためにつくるというのはだめなんだと思いますけれども、実際に普段はどういうふうにご利用するとか、その辺のところはきっちりと各省庁横断的に検討できればできる話ではないかなというふうに思うんです。

今、大宅さんが高速道路よりと言っていました。

次に農林水産省さんの先ほどの御説明でいろいろあったんですが、ため池云々の話がありましたけれども、実は、去年の名古屋の水害のとき、今度は水害のことで話をすると水害のときに、結局1965年までは田畑原野と、市街地がフィフティフィフティだったわけで、その時点では、要するに日本というのは実に急峻で氾濫しやすい川が世界一多い。しかし、川の本数と言うか、パーセンテージは3%しかないというところなんですけれども、それをまた吸収してくれるものに対して昔の人の知恵で、ちゃんと田畑、特に田んぼがあったわけです。

その辺のことは、昨今は食料関係の問題の方で農林水産省さんは、ちゃんと畑の持つ多面的機能というようなことでおっしゃっているわけですね。しかし、この防災の面に関しても多面的機能ということ考えたときに、たかだか60センチの田んぼが吸水してくれる部分というのが、いわゆる治水に役立つ部分というのが計算されているんですが、その辺のことも含めて考えますと、今や名古屋の場合には7対1で市街地が多くなった上に、自然環境そのもの、例えば集中豪雨なんていうのは、90年代初めまでほとんど聞かれなかった言葉で、自然がかなり温室効果ガスによる温暖化によって凶暴化している状況になっていますね。

そういった状況を考えたときに、やはり多面的機能みたいなものももっときちっとその中の計算に入れた上で、すなわち何を言いたいかということ、各地方自治体の中には、既に農林水産省がやっている田んぼの減反政策とは違う政策をつくっている地方自治体もあるわけです。

ですから、先ほど藤吉さんが一生懸命おっしゃっていたんですけれども、やはり地方の持っている事情がよく分かっているところで、特に日頃からの防災に関しては、やはりその事情に合ったやり方で、それも地方自治体というやり方というよりも、地方自治体もそうだし、各学校だの何だのという施設ごと、そういうところも全部含めた形でやれるように、自分たちがどういうふうに見えるか、それでできない部分は国がどうするかみたいな形で、上から減反政策なんかで抑えちゃうと、結局そういうことが地方でできないというふうに思うんです。

以上です。

伊藤座長 一言ね、もう15分過ぎちゃったから、いや二言。

文部科学省 では、一言。学校の方は、来年度予算700億円ほど改築とか、補強の予算を見ておまして、今、耐震補強等を順次進めているところでございます。

ただ、旧耐震基準と新耐震基準の間に、第二次ベビーブームがありまして、施設が固まっております。それを総合計画をつくって平準化するように地方公共団体を指導しております。あと、地下につきましては、採光とか、そこら辺の問題がありまして、ちょっとそういう観点からも考えないといけないかなと思っております。

厚生労働省 厚生労働省でございます。私どもの木村総括審議官はちょっと所用で帰りましたので、私が代わりにお答えをいたします。

災害救助対策室長の八神と申します、よろしく申し上げます。澤田委員の御質問と廣井委員の御質問にお答えしますが、澤田委員の御質問で、老朽化した医療施設など、耐震構造に改築をするようなことで予算上などの手当はないのかということでございますが、仕組みとしましては、老朽化した25年以上経った医療施設の建て替えのための補助金もございますし、あるいは都道府県知事が定めた計画の中で位置づけられた医療施設につきましては、これまた耐震化をするという補助金もございますので、こういったものが活用できるというふうに考えております。資料5の中に入れておりますので、ごらんいただければと思います。

廣井委員の御質問で、災害救助法が古いのではないかという御質問でございますが、応急の場合には、まだ現物給付は分かるけれども、一定期間経った場合には、地域経済のことも考えて食券を出すというようなこともいかがかということでございますが、地域経済ということを考えますと、例えば運用上、地元の業者が復興しているのであれば、地元の業者から食材、あるいは弁当といったものを提供するというようなことは、十分運用上可能でございますので、地域経済の影響を配慮しながらということ是可以ということでございます。

2点目の仮設住宅の話でございますが、仮設住宅をつくるだけではなくて、家を建て替えるときの補助など、こういうことにお金を回した方がいいのではないかという御指摘でございますが、仮設住宅の性格はそもそも応急のものというふうに考えております。

したがって、それ以降の復興、生活再建に向けたものというのは、これは災害救助法とまた別の世界で、貸付金の話もございますし、生活資金と再建資金といったものを使うということもできます。そこは、ある意味で餅屋は餅屋ということで、別の仕組みを使って

いただくことは可能なので、そちらで対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。これぐらいで今日はやめにしたいと思えます。

今日のヒアリングから、いろいろ先生方から聞きたいこと、あるいは議論したいことがいっぱい出てきていると思いますので、次回はフリーディスカッションですかね。ただ、ぼやっと議論するのではなくて、具体的例をいくつか、素材を出してもらって、それみんなで議論するというふうにした方がいいですね。ちょっとそこをお願いします。

中北参事官 次回は、フリートーキングということでございますが、今の座長の御趣旨を踏まえまして、そういうような形で議論したいと思えます。

なお、次回第3回の日程でございますが、12月12日水曜日でございます。午後2時から、場所は虎ノ門パストラルで行いたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

伊藤座長 どうもありがとうございました。では、これで解散です。